

施策評価シート (令和4 年度の振り返り、総括)

作成日 令和5 年 06月 16日

施策 No.	13	施策名	生活保護と自立支援
主管課名	社会福祉課	電話番号	0285-83-6063
関係課名	社会福祉課		

1. 計画 (Plan)

施策の対象	生活保護世帯、自立相談支援事業の相談者						
対象指標名	単位	令和2 年度実績	令和3 年度実績	令和4 年度実績	令和5 年度実績	令和6 年度実績	令和6 年度見込
人口	人	78,874	78,144	77,635			
生活保護世帯	世帯	507	516	508			
自立相談支援事業の相談者	人	90	104	193			

施策の目標	生活が困窮している世帯に対し、生活を保障するとともに、低所得者世帯の社会的、経済的な自立の助長が図られています。
-------	--

成果指標設定の考え方及び指標の把握方法 (算定式など)	<ul style="list-style-type: none"> ・就労収入増により自立した世帯数については、生活保護対象者の内、就労により保護廃止となった数 ・相談支援から就労に結びついた人数については、自立相談支援事業により就労した人数 ・学習支援を利用した人数については、利用申込者数 (中学生)
-----------------------------	--

成果指標名	単位	平成30年度 基準値	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和6 年度 目標値
就労収入増により自立した世帯数	目標値	10	12	14	16	18	20	20
	実績値		3	5	3			
相談支援から就労に結び付いた人数	目標値	2	2	3	3	4	5	5
	実績値		12	13	8			
学習支援を利用した人数	目標値	35	38	41	44	47	50	50
	実績値		48	52	48			
	目標値							
	実績値							
	目標値							
	実績値							
	目標値							
	実績値							

施策の成果向上に向けての住民と行政との役割分担	<p>市民は、自立した生活の維持のため、健康管理及び就労活動等に努め、各自がその持てる能力に応じて最善の努力をします。</p> <p>行政は、生活が困窮している方の生活保障と自立助長に向けた支援を行います。</p>
-------------------------	---

2. 実行 (Do) →個別事務事業の実施による (事務事業マネジメントシート参照)

3. 検証・評価と今後の方向性 (Check&Action)

(1) 施策目標達成に対する要因分析と課題 (①構成事業が与えた影響、②外的要因を踏まえて検証)

【生活保護受給者の自立助長】

生活が困窮している世帯に対しては、厚生労働大臣の定める基準に従い保護費を支給し、生活の保護に努めている。

	令和4年度	令和3年度	令和2年度
面談・相談・他法他施策活用の助言	442件	344件	233件
保護決定	50件	56件	50件
保護廃止	62件	47件	48件

(指標) 就労収入増により自立した世帯数については、就労支援員によりハローワークと連携した就労支援を行っており、就労件数は20世帯あったが、自立できるまでの収入に至らないケースが多く、収入増により自立した世帯は3世帯であり、目標には達しなかった。収入増により自立した世帯の状況は、平成30年度10世帯に対し、令和2年度3世帯、令和3年度5世帯、令和4年度3世帯であり、近年の減少は、被保護者の高齢化による就業能力の低下だけでなく、コロナ禍や物価高騰などによる雇用情勢の悪化が要因と考えられる。

【生活困窮者の自立支援の充実・強化】

低所得者世帯の自立の助長を図るため、生活困窮者自立支援法に基づき、「自立相談支援事業」、「住宅確保給付金事業」、「学習支援事業」を実施している。自立相談支援事業については、社会福祉協議会に委託し、より専門的な立場から相談業務を行うことにより、相談から就労に結びついた人数は8人であった。(令和4年度:8人、令和3年度:13人、令和2年度:12人)

低所得者世帯の自立を図るためには、その世帯の実情にあった相談体制が必要と考える。

(指標) 相談支援から就労に結びついた人数については、生活困窮者自立支援法により平成27年度から市で行っていたが、平成29年度より社会福祉協議会に委託することで、相談機会が拡大され、求人情報の提供やハローワークへの同行のほか、家計の把握や支出方法の支援、貸付など生活全般のフォローにより目標値に達している。

(指標) 学習支援を利用した人数については、生活保護世帯等の中学生に対し学習支援教室について情報を提供し、利用を開始することで居場所づくりにもつなげるもので、目標値に達することができた。しかし、コロナの感染防止のため教室形式の学習支援に出席しないケースもあり、登録は行ったが出席率の低い者に対する状況確認や出席への意識づけが課題と考える。

(2) 今後の方向性 (1)の要因分析を踏まえ、施策目標達成に向けた方針を示す)

【生活保護受給者の自立助長】

面接等により被保護者のニーズや状況を的確にとらえ、ハローワークとの連携により適切な就業先を提供し就労指導を行うことにより、個々の状況に応じた自立に向けた支援の充実に努める。

稼働能力のある被保護者に対し、就労支援員との面接による能力に応じた就業先の提案や履歴書及び面接の指導・ハローワークへの同行支援を引き続き実施していく。また、ハローワークでは職業の斡旋を行っている一方、市においても求人案内チラシの配布や就労指導などを継続的に行い、稼働能力の活用が図られるよう支援に努める。

【生活困窮者の自立支援の充実・強化】

自立相談支援事業については、相談者の情報共有化を図るなど社会福祉協議会との連携を強化し、相談内容を的確に把握するとともに、各世帯の実情に合った対応に努め、早期の就労に結びつけていく。また、中学生を対象とした学習支援事業については、引き続き出席率が低い者に対し出席通知や声掛けを行っていく。さらに定員に空きがある場合には、年度当初の定期募集のほかに、随時募集を行い空きができないようにするなど、実質的な利用者の増加に努め、普通高校への進学率を向上させる。なお、利用者のうち高校受験した生徒は全員が進学している。

